

第二期体系表		第三期体系表(骨子)		国の計画策定ガイドライン	
市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		国ガイドライン対応	
I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために	1 ノーマライゼーション理念の定着	①心のバリアフリーの促進 ②ユニバーサルデザインのまちづくり ③防災、防犯活動の推進 ④地域の福祉活動の推進 ⑤地域福祉を担う人材育成の促進 ⑥適切な福祉サービス利用の促進 ⑦総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立	(1)地域活動を支える拠点づくり	①-シ ④-ア	①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項 イ 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方 エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 コ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 タ 全庁的な体制整備
	2 ユニバーサルデザインのまちづくり		(2)地域福祉を担う人材の育成	④-イ ④-ウ	
	3 防災、防犯活動の推進		(3)地域福祉活動の推進	②-オ ③ ⑤-ア	
	4 地域の福祉活動の推進		(1)相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	①-イ ①-ウ ①-オ ①-タ ②-ア ②-イ ②-ウ ⑤-イ	
	5 地域福祉を担う人材育成の促進		(2)包括的な連携体制の確立	①-ウ ①-エ ①-カ ①-キ ⑤-ウ	
	6 相談・支援体制の充実		(3)権利擁護の推進	①-ケ ①-コ ②-エ	
	7 適切な福祉サービス利用の促進		(1)活動を支える生活環境の整備		
	8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立		(2)健康づくりや介護予防の推進	①-ク	
	9 健康づくりの推進				
	10 医療との連携				
II 地域の活動を積極的にすすめるために					
III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために					
IV 総合的な健康づくりを推進するために					

第二期、国ガイドラインとの比較について

今回国のガイドラインより ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の五つを盛り込むべき事項とし、そのうち①と⑤は社会福祉法の改正により新たに追加された項目となりました。

三期のたたき台における1-(1)の地域活動を支える拠点づくり、2-(2)の包括的な連携体制の確立の2つはガイドラインを受けて盛り込んでおり、二期から大きく変わっている部分です。また、「生活困窮者自立支援方策」「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」「再犯の防止に関する計画」を新たに包含しています。